

名古屋学芸大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針

名古屋学芸大学（以下「本学」という。）では、以下の基本方針に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能に障がいがある学生（以下「障がいのある学生」という。）の支援を行う。

ただし、本基本方針は、支援制度の基準、根幹を定めたものであり、支援内容については、障がいの内容や程度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、障がいのある学生等や関係者との建設的な対話による十分な協議を経た上で決定する。

■ 基本方針

本学は、障がいのある学生と障がいのない学生が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう支援を行う。

■ 支援の目的

- (1) 障がいを理由として教育を受ける権利が不当に損なわれることがないようにすること。
- (2) 修学上での支援や支援活動を通じて、よりよい人間関係を養うとともに、支援者が障がいについて理解できる場を提供すること。

■ 支援体制

本学は、学長のリーダーシップのもと、障がいのある学生への支援を全学的に行うため、学生を含む大学構成員が支援活動に参加できる体制を構築し、必要に応じて、学外の障がい者支援の専門家等とも連携を図る。

■ 個人情報の保護と守秘義務

本学は、支援をする上で知り得た障がいのある学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。ただし、連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間で個人情報の共有を行う。

■ 情報公開

障がいのある学生等に対する本学の対応等について情報公開を行う。